



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1411	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課)..... 1
1412	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課)..... 3
1413	道路の位置の指定	(都市政策課)..... 4
1414	公有水面埋立ての免許の出願	(港湾空港振興課)..... 4

告 示

和歌山県告示第1411号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例(平成24年和歌山県条例第83号)第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成29年11月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、「POWERFUL SOUL」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (2) 次の写真に示すとおり、「Penicillin X」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (3) 次の写真に示すとおり、「PLASMA α」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (4) 次の写真に示すとおり、「華鳥風月」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (5) 次の写真に示すとおり、「祭」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (6) 次の写真に示すとおり、「天狗」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (7) 次の写真に示すとおり、「VIP classic fusion」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (8) 次の写真に示すとおり、「S.P.D」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの。
- (9) 次の写真に示すとおり、「R.E.D」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの。
- (10) 次の写真に示すとおり、「Blue Mex」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの。
- (11) 次の写真に示すとおり、「N.Y」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (12) 次の写真に示すとおり、「BADGUY」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (13) 次の写真に示すとおり、「HOT DOG」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (14) 次の写真に示すとおり、「RABBIT EYE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (15) 次の写真に示すとおり、「蒼龍」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (16) 次の写真に示すとおり、「Ascension」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (17) 次の写真に示すとおり、「Q2 FORCE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (18) 次の写真に示すとおり、「Love Game」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (19) 次の写真に示すとおり、「meditation」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (20) 次の写真に示すとおり、「God Eye」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (21) 次の写真に示すとおり、「Trip Master」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (22) 次の写真に示すとおり、「WAVER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (23) 次の写真に示すとおり、「華濡れる」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。

- (24) 次の写真に示すとおり、「Fuck Man」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (25) 次の写真に示すとおり、「Rave VI」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (26) 次の写真に示すとおり、「Dream Catcher」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (27) 次の写真に示すとおり、「Erotica」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (28) 次の写真に示すとおり、「Forever」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (29) 次の写真に示すとおり、「Black Kraft」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (30) 次の写真に示すとおり、「HEY!」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (31) 次の写真に示すとおり、「FULA FULA」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (32) 次の写真に示すとおり、「BLUE THUNDER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (33) 次の写真に示すとおり、「JESUS」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (34) 次の写真に示すとおり、「E. M. A」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (35) 次の写真に示すとおり、「Innovation」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (36) 次の写真に示すとおり、「White Bubble」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (37) 次の写真に示すとおり、「Fly MAX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (38) 次の写真に示すとおり、「One More」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (39) 次の写真に示すとおり、「Romance」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (40) 次の写真に示すとおり、「SM Revenge」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (41) 次の写真に示すとおり、「HONEY SWEET MONSTER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (42) 次の写真に示すとおり、「PUNK STAR」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (43) 次の写真に示すとおり、「JF. V5」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (44) 次の写真に示すとおり、「Precious Night」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (45) 次の写真に示すとおり、「Sex Mate」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (46) 次の写真に示すとおり、「Bunny Hop」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (47) 次の写真に示すとおり、「MONSTER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (48) 次の写真に示すとおり、「BLACK HORSE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (49) 次の写真に示すとおり、「Σ」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (50) 次の写真に示すとおり、「THE EVEREST」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (51) 次の写真に示すとおり、「MAGIC CANDY」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの。
- (52) 次の写真に示すとおり、「THE TRAVELER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (53) 次の写真に示すとおり、「BOURBON」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (54) 次の写真に示すとおり、「Flower Shot」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (55) 次の写真に示すとおり、「Diabolo」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (56) 次の写真に示すとおり、「My Love」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (57) 次の写真に示すとおり、「dizzy」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (58) 次の写真に示すとおり、「Sex Juice」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (59) 次の写真に示すとおり、「iTTE369」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (60) 次の写真に示すとおり、「H. T. Z Matrix」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (61) 次の写真に示すとおり、「Galileo」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (62) 次の写真に示すとおり、「CAROL♡」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (63) 次の写真に示すとおり、「MASKED PARTY HALLOWEEN 2017.」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (64) 次の写真に示すとおり、「Halloween CRUISING HALLOWEEN 2017.」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

- (65) 次の写真に示すとおり、「BAT the Monster HALLOWEEN 2017.」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (66) 次の写真を付して、「HALLOWEEN SET-A」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (67) 次の写真を付して、「HALLOWEEN SET-B」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (68) 次の写真を付して、「HALLOWEEN SET-C」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (69) 次の写真を付して、「BAT SET」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (70) 次の写真に示すとおり、「BANDERAS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (71) 次の写真に示すとおり、「Dystopia」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (72) 次の写真に示すとおり、「JACK THE MAZE HALLOWEEN 2017.」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (73) 次の写真に示すとおり、「JACK THE KNIGHT HALLOWEEN 2017.」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (74) 次の写真を付して、「domestic」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (75) 次の写真に示すとおり、「とろとろ拡張」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (76) 次の写真に示すとおり、「Tropical trip powder」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (77) 次の写真に示すとおり、「悶絶ぐちゃぐちゃ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (78) 次の写真に示すとおり、「恍惚けつまん」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (79) 次の写真に示すとおり、「逆アナル昇天」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (80) 次の写真に示すとおり、「熊男生掘り」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (81) 次の写真に示すとおり、「五感ビンビン」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (82) 次の写真に示すとおり、「UPPER TIME」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (83) 次の写真に示すとおり、「四十八手」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (84) 次の写真に示すとおり、「cool lesbian」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (85) 次の写真を付して、「biodegradable」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

3 施行期日

平成29年11月14日

和歌山県告示第1412号

平成29年和歌山県告示第1312号（以下「告示第1312号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年11月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
 森育夫
 西林松次郎
 沼田アサエ
 新ゆり
 沼田治
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
 告示第1312号のとおり

和歌山県告示第1413号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
 平成29年11月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3404	海南市岡田字深田444番1の一部、水路	海南市重根1971番地49 弓場弘喜	平成 29. 11. 2	6. 00	10. 60

和歌山県告示第1414号

公有水面の埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示し、その関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課、和歌山下津港湾事務所、和歌山市役所及び海南市役所に備え置いて、告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、和歌山下津港湾管理者和歌山県代表者と和歌山県知事に意見書を提出することができる。

平成29年11月14日

和歌山下津港湾管理者和歌山県
 代表者 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 埋立免許出願人
 - (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
 - (2) 名称 和歌山県
 - (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
 - (4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸
- 2 埋立区域
 - (1) 位置
 和歌山県海南市船尾字中濱260番94の地先公有水面
 - (2) 区域
 三等三角点「紀三井寺」（北緯34度09分56.0455秒、東経135度11分57.8289秒）を基点とし、次の各地点のうち、1の地点から10の地点までを順次に直線で結んだ線及び10の地点と1の地点を結ぶ昭和41年3月31日付け和歌山県指令港第130号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L. +2.10mにより決定）により囲まれた区域
 1の地点 基点から226度50分22秒 1,548.90mの地点

- 2の地点 1の地点から347度11分59秒 6.67mの地点
3の地点 2の地点から77度11分59秒 0.62mの地点
4の地点 3の地点から347度11分59秒 8.08mの地点
5の地点 4の地点から77度11分59秒 337.89mの地点
6の地点 5の地点から167度11分59秒 0.02mの地点
7の地点 6の地点から77度11分59秒 180.85mの地点
8の地点 7の地点から167度11分59秒 3.61mの地点
9の地点 8の地点から77度11分59秒 0.64mの地点
10の地点 9の地点から167度11分59秒 9.23mの地点

(3) 面積

7,202.71㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県海南市船尾字中濱260番94及び260番95の地内並びに260番94の地先公有水面

(2) 区域

三等三角点「紀三井寺」(北緯34度09分56.0455秒、東経135度11分57.8289秒)を基点とし、次の各地点を順次に直線で結んだ線及びイの地点とルの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- イの地点 基点から228度40分03秒 1,544.01mの地点
ロの地点 イの地点から77度11分59秒 360.00mの地点
ハの地点 ロの地点から58度26分06秒 42.25mの地点
ニの地点 ハの地点から77度11分59秒 160.00mの地点
ホの地点 ニの地点から167度11分59秒 73.17mの地点
への地点 ホの地点から280度40分45秒 21.81mの地点
トの地点 への地点から264度20分40秒 20.16mの地点
チの地点 トの地点から256度55分35秒 120.00mの地点
リの地点 チの地点から257度19分51秒 140.00mの地点
ヌの地点 リの地点から257度52分24秒 178.34mの地点
ルの地点 ヌの地点から257度10分19秒 81.67mの地点

(3) 面積

29,506.71㎡

4 埋立地の用途

ふ頭用地

5 公有水面埋立免許願書の出願年月日

平成29年8月21日